

## 1. 目次

- 【1】中小企業等への知財ビジネス報告書作成支援の公募を開始しました！  
(特許庁)
- 【2】【IP ePlat】5月新規コンテンツリリースのお知らせ (INPIT)
- 【3】「新入社員・担当者向け知的財産セミナー」参加者募集について  
(INPIT 山口県知財総合支援窓口、有限会社山口ティー・エル・オー)
- 【4】「いんぴっと ONE」第7回セミナー「大学の技術をビジネスに活かすには？  
東京大学 TL0 に学ぶ技術移転の実務と連携のヒント」のご案内 (INPIT)
- 【5】INPIT-KANSAI×PASONA Knowledge Partner [PKP]共催セミナー Vol.1  
「米国の研究開発における政府資金の流れを掴む ～米国バイドール法に  
もとづく研究開発による特許の分析～」をハイブリッド開催します！  
(INPIT-KANSAI、PASONA)
- 【6】【知財コラム】 パテントGO！  
『『スマホ競争促進法』指針案と法運用に係る知財権規制の課題  
- 新規OS関連技術規制の諸懸案 -』  
日本弁理士会中国会 弁理士 竹内 誠也

## 2. 内容

- 【1】中小企業等への知財ビジネス報告書作成支援の公募を開始しました！  
(特許庁)

令和7年度 中小企業の知財活用及び金融機能活用による企業価値向上支援事業  
(知財ビジネス報告書作成支援)を開始しました。

【一次公募期間】6/2(月)～6/30(月)

【二次公募期間】7/1(火)～7/31(木)

【オンライン公募説明会実施予定】6/10(火)・6/23(月)・7/10(木)

中小企業に知財面での支援をしたいと考えている金融機関や、自社が持つ知財・  
無形資産の事業性価値に対し、金融機関からの適切な評価を得たいと考えてい  
る中小企業のみなさまからの応募をお待ちしています。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://chizai-kinyu.go.jp/r7\\_application/](https://chizai-kinyu.go.jp/r7_application/)

-----  
【2】【IP ePlat】5月新規コンテンツリリースのお知らせ（INPIT）  
-----

INPIT（（独）工業所有権情報・研修館）より、e-ラーニングサイト「IP ePlat」の5月新規コンテンツリリースのお知らせです。

●2024年度実務者向け説明会

IP ePlat で公開しておりました特許庁主催の「実務者向け説明会」動画を最新の2024年度版に更新をいたしました。

特許の審査基準及び審査の運用や各制度・施策に関する最新のトピック等、実務に役立つコンテンツをテーマごとに揃えております。

知財への理解がさらに深まる動画になっておりますので是非ご視聴ください。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info\\_20250523.html](https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info_20250523.html)

この他にも IP ePlat ではビジネスに役立つ学習コンテンツを豊富に取り揃えておりますので、併せてご視聴ください。

【IP ePlat】トップページ：<https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/>

■-----イベント情報-----■

イベント情報については、以下の中国地域知的財産戦略本部 HP のイベントカレンダーを随時更新しておりますので、こちらもご活用ください。

▽中国地域知的財産戦略本部 HP イベントカレンダー▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/event/index.html>

-----  
【3】「新入社員・担当者向け知的財産セミナー」参加者募集について

（INPIT 山口県知財総合支援窓口、有限会社山口ティール・エル・オー）  
-----

新入社員や新任の知財担当者を対象に、研究や開発、企画、営業等に役立つ基礎的な知的財産の知識修得を目的に下記のとおりセミナーを開催します。

本セミナーは、特許制度の基礎的な知識から特許権の活用まで、多くの事例を交えた分かりやすい内容となっております。

知財にご興味のある方でしたら、どなたでもお気軽にご参加いただけます。

今や会社にとってもあなたにとっても、知的財産の知識は不可欠です。社会人として歩き始めたあなたを応援いたします。

是非、この機会にご参加ください。

【日 時】7/4(金) 14:00~16:30【申込締切】7/3(木)

【場 所】山口大学工学部先端研究棟3Fセミナー室 常盤キャンパス内  
（宇部市常盤台2丁目16-1）

【内 容】「知っておきたい特許制度の基礎」

【講 師】生田 容景 氏

山口大学大学研究推進機構知的財産センターセンター長 教授

【受講料】無料

【対 象】新入社員、知的財産関連の実務担当者、知財にご興味のある方など

【申込先】INPIT 山口県知財総合支援窓口

TEL : 083-902-2166 FAX : 083-902-0455

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/yamaguchi/files/docs/R7\\_0704.pdf](https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/yamaguchi/files/docs/R7_0704.pdf)

-----  
【4】「いんぴっと ONE」第7回セミナー「大学の技術をビジネスに活かすには？  
東京大学 TL0 に学ぶ技術移転の実務と連携のヒント」のご案内（INPIT）  
-----

「大学の技術をビジネスに活かすには？」をテーマに、株式会社東京大学 TL0 代表取締役社長の本田圭子氏が登壇します。技術移転の具体的な実務、TL0 の役割、大学や企業が連携するメリットを深掘りします。中小企業との連携をはじめとする具体的な事例や多様な視点を通じて、イノベーション創出に向けた実践的なヒントを提供します。

【開催日時】6/25(水) 17:00~18:00【申込締切】6/24(火) 17:00

【開催方法】オンライン

【定 員】オンライン 200 名

【登壇者】株式会社東京大学 TL0 代表取締役社長 本田 圭子 氏

【参加費】無料（要事前申込）

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://inpitone.inpit.go.jp/seminar/345/>

-----  
【5】INPIT-KANSAI×PASONA Knowledge Partner [PKP]共催セミナー Vol.1

「米国の研究開発における政府資金の流れを掴む ～米国バイドール法に  
もとづく研究開発による特許の分析～」をハイブリッド開催します！

（INPIT-KANSAI、PASONA）  
-----

米国で 1980 年代に誕生したバイドール法により、米国政府の資金で研究開発された発明は、その成果に対して大学や受託企業が特許権を取得し、権利活用できるようになりました。大学や研究機関からの技術移転が活発な米国において、このような制度は産業界に与える影響が大きいと考えられます。

国家戦略にもとづく技術開発で生まれた特許の動向から、米国の技術トレンドを浮き彫りにすることを目的に調査が行われ、本セミナーではその結果の一部をご紹介します。ぜひご参加ください。

【開催日時】 6/27(金) 15:00~16:30 【申込期限】 6/25(水) 17:00

【開催形式】 現地及びオンライン (Zoom) のハイブリッド開催

【リアル会場】 INPIT-KANSAI 内会議室

(大阪市北区大深町 3-1

グランフロント大阪ナレッジキャピタルタワー09階)

【定員】 会場 / 20名

オンライン / 100名 (先着順)

【参加費】 無料

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.inpit.go.jp/kinki/event/20250516.html>

■ ..... ■  
【6】【知財コラム】 パテントGO！

\*\*\*\*\*

企業や個人の皆様が「知的財産」に対する興味・関心を持つとともに、知識を深めるきっかけにさせていただくことを目的に、「知的財産」に関するコラムの連載をしています。最前線でご活躍される弁理士の方々によるホットな情報をお届けしていますので、お楽しみください。

(日本弁理士会 中国会 <<https://www.jpaa-chugoku.jp/>> にご協力いただき、月1回配信予定です。)

\*\*\*\*\*

■ □ ■ □
□ ■ □ 「『スマホ競争促進法』指針案と法運用に係る知財権規制の課題
■ □ - 新規 OS 関連技術規制の諸懸案 -
-----
日本弁理士会中国会 弁理士 竹内 誠也

近時、我が国においてはグーグル社・アップル社等のプラットフォーム事業者によるスマートフォン事業への規制を念頭に、同事業に係る反競争的行為規制を内容とする法律案（『スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律』いわゆる「スマホ競争促進法」法案）が策定され、昨年度国会にて可決成立し、本年 2025 年 5 月 15 日付けにて本法の政令案・指針案等に対する意見募集（「スマホ法下位法令等」意見募集）がアナウンスされています。

特に意見募集の対象である本法の指針案（意見募集 [別紙 4] 指針案）においては、スマートフォン端末に実装の関連知財権を包含する新規 OS 関連技術（新機能に係るモバイル OS 技術）を対象として、プラットフォーム事業者から第三者に対する情報提供を義務付ける事前規制の法運用実施が予定されています。

具体的には、同指針案の『OS 機能の利用を妨げることの禁止』（法第 7 条第 2

